

## 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)《記載要領》(案)

- ・本記載要領は平成26年4月時点の特定個人情報保護評価指針に沿ったものです。指針の変更の有無に関わらず、今後、特定個人情報保護委員会により改訂される可能性があることにご留意ください。
- ・本記載要領は架空の番号市における架空の公営住宅管理事務について記載しています。

評価書番号	評価書名
12	公営住宅管理事務 基礎項目評価書

- ・評価書番号は、特定個人情報保護評価計画管理書の「評価書番号」欄に記載した番号と同じものを記載してください。
- ・評価書名には、評価対象の事務の内容が分かる名称を記載してください。事務やシステムの名称をそのまま用いる必要はなく、事務の実態を踏まえ、評価書の内容を国民が推察しやすい名称としてください。
- ・評価対象の事務の実施を終了した場合は、評価書名に続けて事務の実施を終了した日を【〇年〇月〇日 終了】と記載してください。事務の実施を終了した日から少なくとも3年間は評価書を公表しておく必要があります。

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

番号市は、公営住宅管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う中で生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための措置が十分であることを確認の上、宣言してください。

特記事項	公営住宅管理事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。
------	---

評価対象の事務において評価実施機関が実施している措置のうち、ここに特記して積極的に情報提供したいものがある場合に記載してください。リスク又は措置を網羅的に記載する必要はありません。特記すべきものがなければ、「なし」あるいは無記入で構いません。

### 評価実施機関名

番号市長

特定個人情報保護評価を実施した機関の名称を記載してください。原則として、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が実施することになります。

### 公表日

平成 26 年 6 月 13 日

評価書を公表する日を記載してください。

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅・改良住宅の管理
②事務の概要	・公営住宅法に基づき公営住宅を建設、買取り又は借上げし、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。また、住宅地区改良法に基づく改良住宅を建設し、住宅困窮者に対して賃貸している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。①公営住宅入居時の入居資格確認(所得要件・在住要件等)、②公営住宅入居時の家賃決定・敷金決定、③入居後の収入報告書の申請・各種所得情報の照会、④住民票住居地と公営住宅住所とのマッチングを行い、公営住宅への不正入居者を検出、⑤出産・死亡等による世帯情報の変更を確認、⑥家賃滞納している世帯の所得情報を正確に把握することで督促や納付相談に活用。
③システムの名称	公営住宅管理システム
2. 特定個人情報ファイル	
ファイルの名称	入居者情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第19号及び第35号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第31号及び第54号並びに〇〇省令第〇条第〇項

特定個人情報保護評価計画管理書の「事務の名称」欄に記載した名称と同じものを記載してください。正式な名称がない場合は、事務の内容を表す簡潔な名称を作成し、記載してください。

事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容を記載してください。

特定個人情報保護評価計画管理書の「システムの名称」欄に記載した名称と同じものを記載してください。

評価対象の事務において取り扱う特定個人情報ファイルの名称を記載してください。複数の特定個人情報ファイルを取り扱う場合は、全てのファイル名を列記してください。ファイルに正式な名称がない場合は、事務上の使用目的でまとめた名称を作成し、記載してください。データベース名などを記載されても構いませんが、どのような情報が記録されているファイルであるかが分かる名称としてください。

番号法別表第一の項番号、主務省令だけではなく、別表以外の番号法の規定、番号法関係以外の個別法令、条例を含め、法令上の利用根拠を記載してください。例えば、住基システムの場合は、番号法第7条第1項、第2項、第8条第1項、附則第3条第1項、第2項、第3項が利用根拠になります。

・情報提供ネットワークシステムによる情報連携を実施するか否かを選択してください。評価実施時点では主務省令が制定されていない等の理由により、情報連携を実施するか否かを決定していない場合は、「未定」を選択し、決定後に特定個人情報保護評価を再度実施してください。  
・番号法第19条7号、別表第二の項番号及び主務省令を記載してください。条例に基づく独自事務について情報連携を行う場合は、番号法第19条14号及び後日公布される特定個人情報保護委員会規則の該当条項を記載してください。

# II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input checked="" type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年3月31日時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input checked="" type="checkbox"/> 500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上
いつ時点の計数か	平成26年3月31日時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、特定個人情報に関する重大事故を発生させたか	<input type="checkbox"/> 発生あり <input checked="" type="checkbox"/> 発生なし

評価対象の事務の対象人数を選んでください。また、対象人数がいつ時点の計数が記載してください。一定量以上の情報を取り扱う場合、不正な使用、不正提供の誘因ともなり得、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクが高いと考えられるために設けられた項目です。

評価対象となる事務において特定個人情報ファイルを取り扱う評価実施機関の従業者及び委託先の従業者の人数の総数を選んでください。また、取扱者数がいつの時点の計数が記載してください。少数の限定された者にのみ情報を取り扱わせる場合に比べ、多数の者が取り扱うと情報の不正な使用、不正提供、流出のリスクが高まると考えられるために設けられた項目です。

過去一年以内に、評価実施機関において、特定個人情報に関する重大事故を発生させたかどうかを選択してください。重大事故とは、評価実施機関が法令に基づく安全管理措置義務を負う特定個人情報を漏えい、滅失若しくは毀損した場合であって、故意による又は特定個人情報の本人(評価実施機関の従業者を除く。)の数が101人以上のをいいます。ただし、配送事故等のうち当該評価実施機関の責めに帰さない事由によるものは除きます。重大事故を発生させた場合は国民の懸念が大きいと考えられ、全項目評価あるいは重点項目評価を実施する必要性が高いと考えられるために設けられた項目です。

# III しきい値判断結果

しきい値評価結果	
<input type="checkbox"/> 全項目評価の実施が義務付けられる <input type="checkbox"/> 重点項目評価の実施が義務付けられる <input type="checkbox"/> 基礎項目評価のみ	

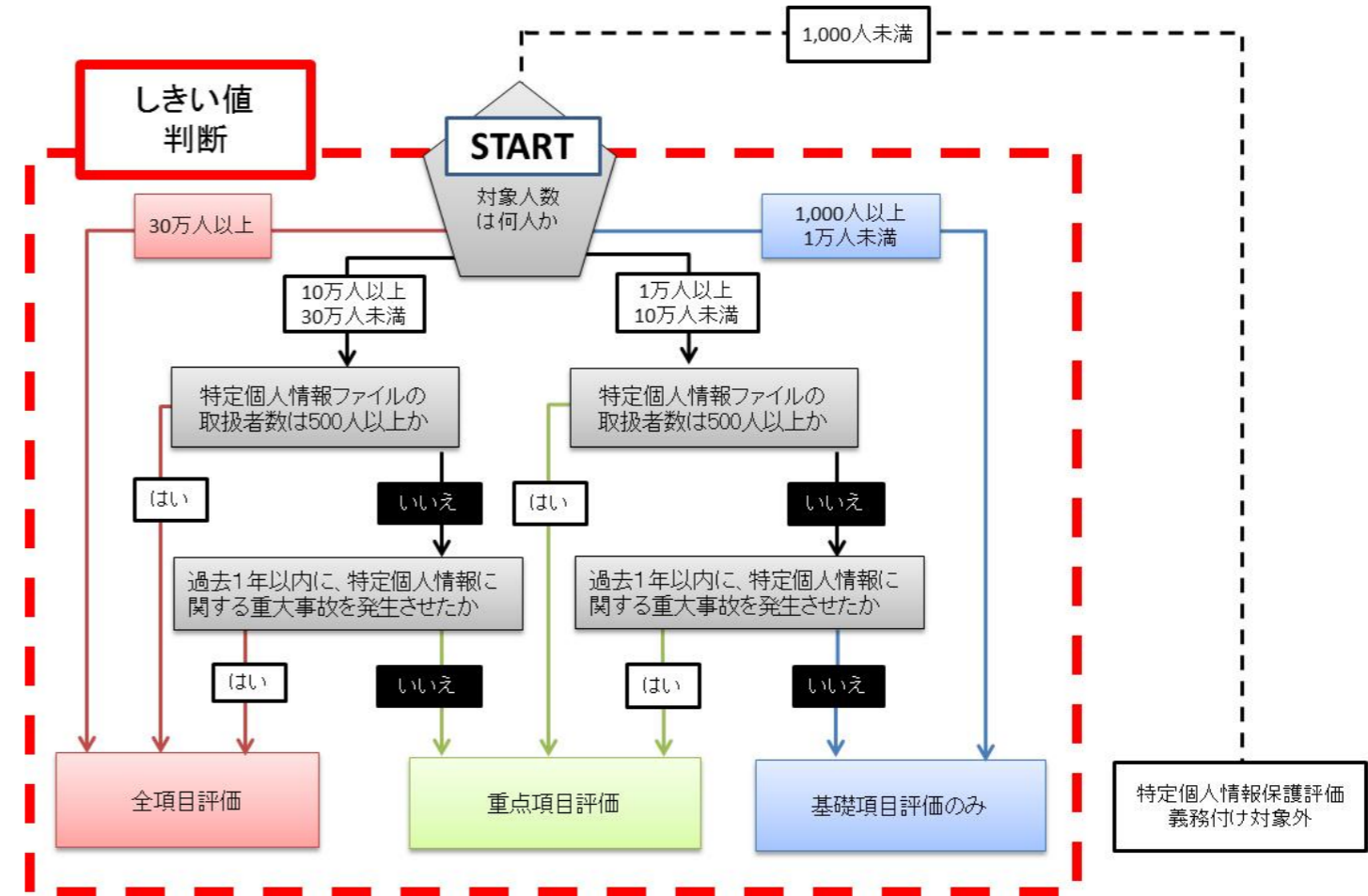
II 1~3への回答を「特定個人情報保護評価指針」第5の2に定めるしきい値判断に当てはめ(次頁のしきい値判断フロー図参照。),「全項目評価の実施が義務付けられる」、「重点項目評価の実施が義務付けられる」、「基礎項目評価のみ」のいずれかにチェックしてください。「全項目評価の実施が義務付けられる」、「重点項目評価の実施が義務付けられる」の場合、それぞれの特定個人情報保護評価を実施してください。「基礎項目評価のみ」の場合、任意で全項目評価又は重点項目評価を実施することができます。

# IV 担当部署

評価実施担当	
①部署名	都市政策部住宅管理課
②所属長名	住宅管理課長 難波舞

特定個人情報保護評価の実施を担当する部署の名称及び所属長名を記載してください。評価実施機関全体の特定個人情報保護評価を取りまとめる部署ではなく、評価対象の事務に知見を有し、実際に評価を実施する部署です。部署名については、特定個人情報保護評価計画書の「担当部署」欄に記載の部署名と同じものを記載してください。複数の部署が共同で実施した場合は、複数の部署名、所属長名を記載してください。

<「特定個人情報保護評価指針」に基づく しきい値判断 フロー図>



## 変更箇所

日付	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
H27.5.30	IV ①部署名	土木部住宅課	都市政策部住宅管理課	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない。
H27.5.30	Ⅲ1 ②事務の概要	②後衛住宅入居時の家賃決定・敷金決定	②公営住宅入居時の家賃決定・敷金決定	事後	誤字の訂正であるため、重要な変更には該当しない。

・本シートは非公表です。

・本シートは、特定個人情報ファイルの新規保有時に特定個人情報保護評価を実施した後、①特定個人情報保護評価を再実施する場合、又は②評価書記載内容の修正を行った場合に記載するシートです。再実施又は修正した評価書と併せて提出してください。

・各項目には、以下を参照して記載してください。

日付 … 記載を変更した日を記載してください。行政機関においては、変更箇所が事前通知事項に該当する場合、日付には変更の予定年月日を記載してください【☆行政機関にとって、変更の予定年月日は事前通知事項です】。

項目 … 特定個人情報保護評価書中の記載を変更した項目番号、項目名を記載してください。

変更前の記載 … 特定個人情報保護評価書の記載を変更する前の記載内容を記載してください。

変更後の記載 … 特定個人情報保護評価書の記載を変更した後の記載内容を記載してください。

提出時期 … 変更について本シートを委員会に提出・通知する時期が、変更前である場合は「事前」と、変更後である場合は「事後」と記載してください。

提出時期に係る説明 … 事前提出の場合は、①重要な変更にあたる旨、②事前通知事項にあたる旨、又は③事後で足りるものの任意に事前に提出した旨を記載してください。事後提出の場合は、①重要な変更にあたらぬ旨とその理由（誤字脱字の修正、個人のプライバシー等の権利利益に対するリスクを軽減させる変更等）、②事前通知事項にあたらぬ旨（行政機関の場合のみ）、③事前通知が義務付けられない旨（行政機関以外の場合のみ）を記載してください。